



## 中国会計税務実務

## 2022年第4号

## 今回のテーマ：新三板企業株式の譲渡に係る税務について

近年、中国新三板企業の買収または資本参加を行う外国企業に関する税務上の問い合わせが非常に増えています。新三板企業の株主の性質ごとに、株式譲渡に関する税目や税率などに違いがあります。今回は、税務事項に関連する事例のもとに簡易ながら分析を行います。

事例：甲社は中国の新三板企業であり、株主は次のとおりです。中国籍の個人法定代表者 A（25%）、中国の法人 B（26%）、高級管理職持株会パートナーシップ C（29%）、その他の個人または法人株主（20%）。このうち、ABC は原始株主（上場前からの株主）です。現在、ある外国企業が甲社の株式の一部を取得することを考えています。

## 譲渡側に係る税務

譲渡者	増値税		所得税		印紙税 税率	証券会社手数料 税率 (*6)
	税率	説明	税率	説明		
中国籍法定代表者 A (原始株式の株主 *1)		免税	個人所得税：20%	「個人全国中小企業株式譲渡システムにおける企業の株式譲渡に係る個人所得税政策についての通知」(財税[2018]137号)によれば、財産譲渡所得とし、20%の税率をもって個人所得税を納付する。	1% (*4)	0.3%
その他の個人または法人株主 (原始株式の株主ではない)		免税	免税	財税[2018]137号によれば、個人の新三板企業の公開株の譲渡に係る所得は個人所得税について免税とする。	1% (*4)	0.3%
中国法人 B (原始株式の株主)	6%	外貨、有価証券、非貨物先物及びその他の金融商品が含まれる金融商品の譲渡については増値税の課税対象となる。新三板株式は金融商品と認められ、「金融商品の譲渡」として増値税を納付する必要がある。	企業所得税：25% 税引後利益の個人株主への分配に係る個人所得税：20%	新三板企業の国内法人株主は、株式譲渡所得から投資原価を差し引き、その差額を課税所得額として計上し、企業所得税を計算・納付する必要がある。損失となる場合には、損金算入可能となる。(*2) 税引後利益を個人株主に分配する場合、20%の税率をもって個人所得税を納付する必要がある。	1% (*5)	0.3%
高級管理職持株会パートナーシップ C (原始株式の株主)	6%	外貨、有価証券、非貨物先物及びその他の金融商品が含まれる金融商品の譲渡については増値税の課税対象となる。新三板株式は金融商品と認められ、「金融商品の譲渡」として増値税を納付する必要がある。	個人所得税：5~35%	「先分後税」の原則により、パートナーシップ協議で約定した分配割合によって生産経営所得をパートナーに分配した場合、当該パートナーは自己の性質に基づいて納税することとなる。 本事例のパートナーはすべて個人であることから、個人所得税法の「個人事業主の生産経営所得」の課税項目とし、5~35%の超過累進税率が適用され、個人所得税を計算・納付することとなる(*3)(《財政部 国家税務総局「個人独資企業及びパートナーシップ企業投資者の個人所得税の徴収に関する規定」の通知》(財税[2000]91号))	1%	0.3%

1. 原始株式とは、新三板企業の上場前に個人が取得している株式、および当該企業の上場前後に当該株式から派生した贈与・譲渡を指す。非原始株式とは、新三板企業の上場後に個人が取得した株式、および当該株式から派生した贈与・譲渡を指す。

2. 企業の株式譲渡に係る収入は、譲渡協議が発効し、かつ株式変更手続が完了した時点で、収入の実現を認識する。株式譲渡収入から当該株式を取得するために発生した原価を控除した後の金額をもって株式譲渡所得とする。《国家税務総局 企業所得税法の実施における若干の税収問題に関する通知》(国税函[2010]79号)

3. 高級管理職持株会パートナーシップのパートナーが法人の場合、当該法人はパートナーシップから取得した所得について、適切な適用税率をもって申告を行う必要がある。

4 全国中小企業株式譲渡システムによって売買・相続・贈与のために作成された株式譲渡書類は、作成時における実



際の取引額に基づき、1%の税率をもって株式取引に係る印紙税を計算し納付しなければならない。「財政部 国家税務総局 全国中小企業株式譲渡システムにおける取引の譲渡に関する印紙税政策の通知」（財税[2014]47号）

5.2008年9月18日以降、売買・相続・贈与により作成されたA株およびB株の株式譲渡書類については、譲渡人から株式取引の印紙税を0.1%の税率をもって徴収する。株式の形で行われない非上場会社の株式譲渡については財産所有権の譲渡とし、印紙税については財産譲渡文書につき0.05%の税率をもって徴収する。

6.証券会社によって、手数料の徴収基準は異なる。

### 譲渡側に係る税務

譲渡者	増値税		所得税		印紙税	証券会社手数料
	時点	説明	時点	説明	時点	時点
中国籍法定代表者A（原始株式の株主）	/	/	証券会社での個人所得税の源泉納付期限：翌月7日以内に納税保証金の形で主管税務機関に納付する。 納税者自己申告の期限：証券会社の源泉納付日の翌月1日から3ヶ月以内	譲渡制限株式の譲渡所得に係る個人所得税納付は、証券会社の源泉徴収、納税者の自己申告納付、証券会社の直接納付の3つの方式を採用する。財税[2018]第137号によると、2019年9月1日から、新三板上場企業株式の譲渡所得に係る個人所得税は、株式管理を受託している証券会社を源泉納付義務者とし、株式管理を受託している証券会社の所在地の主管税務機関が徴収管理を行う。	取引日	取引日
その他の個人または法人株主（原始株式の株主ではない）	/	/	免税	/	取引日	取引日
中国法人B（原始株式の株主）	取引日		年度確定申告	会社は、株式譲渡に係る所得とその他の資産譲渡所得を合算して課税項目を計算し、自己申告納付方式に基づいて企業所得税を計算し、年度確定申告を行う必要がある	取引日	取引日
高級管理職持株会パートナーシップC（原始株式の株主）	取引日	取引時点で納税義務が発生する	株式譲渡行為発生の翌月15日以内/年度確定申告	当該パートナーシップの実際の経営管理所在地の主管税務機関に個人所得税を納付・申告しなければならない。投資者（パートナーシップは各パートナーが納税義務者となる。ここでは単に「投資者」と略称する）がパートナーシップから取得した生産経営所得は、パートナーシップの実際の経営管理所在地の主管税務機関において、納付すべき個人所得税を申告し、個人所得税申告書を投資者に送付しなければならない。（財税[2000]91号）	取引日	取引日

### お見逃しなく

- 1.外国企業のA株譲渡に関する取り扱い及び留意点は中国会計税務実務2020年第39号ご参照ください。
- 2.「上場企業株主、董事、監事、高級管理職の株式譲渡に関する若干の規定」によれば、上場企業の主要株主（すなわち、支配株主または株式の5%以上を保有する株主）が株式を集中的に譲渡する場合、任意の連続90日以内に譲渡される株式数は株式総数の1%を超えることはできない。また、上場企業が非公開株式を譲渡する場合、ロックアップ期間終了の日から12か月以内にわたり、譲渡された株式が未公開株式の50%を超えることはできない。大株主が保有株式を大口取引で譲渡する場合、譲渡される株式数は、任意の90日以内における当該企業の株式総数の2%を超えることはできず、譲受人は譲渡後6か月以内に当該株式を譲渡することはできない。大株主が保有株式を協議により譲渡する場合、単一の譲受人の譲渡比率は、株式総数の5%を超えることはできない。詳細については、中国の会計税務実務2022年第1号ご参照ください。



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)